

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和6年5月17日(金) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 その他

午後0時58分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。本委員会におきまして、傍聴、写真撮影、録音録画を許可しております。ただいまの出席委員は6名です。よって直ちに委員会を始めます。

1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 まず協議事項の1点目、所管事務調査についてです。庄原市特定事業主行動計画の進捗状況についてということですが、最初に御報告させていただきます。市民アンケートについては、正式には執行部に提出されていないということが判明いたしました。したがって、28日については、アンケートに係るものは質問ができないということになります。それと、特定事業主行動計画に係るものについてのみ、質問することとなります。事務局がまとめているものを質問していいかどうか、その辺の御意見を承りたいと思います。

○福山権二委員 アンケートに対する質問は、総務課に対してはできないということですか。

○桂藤和夫委員長 総務課に対して、できないということになります。皆様から質問事項をいただいていますけれども、28日についてはアンケートに係るものは質問できません。一覧表をmoreNOTEへ載せておりますけれども、この辺の文言については正副委員長に一任していただければいいかなと思います。局長どうぞ。

○山根啓荘議会事務局長 それでは、整理した表の説明をさせていただきます。まず、この整理なのですが、特定事業主行動計画に書いてある安心して出産・育児をするための職場における環境整備、それからワークライフバランスが確保できる職場づくり、その他に分類しました。カテゴリーというところに、具体的な取り組みを記載しております。それから提出していただいた議員の方の名前を書いております。質問という欄に、それぞれ質問を記載しております。先ほど御確認いただきましたように、可否の欄の否については、今回は質問できません。具体的にアンケートに係るものということで、否という印をしております。それから、一部の欄にあるのですが、計画外のものもございました。例えば、DXの推進はどの程度進んでいるのかということについては、特定事業主行動計

画に係るものではないので、計画外のため質問事項にはならないと書かせていただいております。以上、質問者の欄に掲げている議員から質問事項が出ましたので、一応この内容で総務課に質問をするということで調整をさせていただきたいと考えております。

- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 プリントアウトはできないのか。局長。
- 桂藤和夫委員長 休憩します。

午後1時3分 休 憩

午後1時6分 再 開

- 桂藤和夫委員長 それではプリントが回ったようなので、休憩を閉じまして再開をいたします。事務局にまとめていただいた質問について御意見等を承りたいと思いますが、御意見のある方は挙手の上発言をお願いしたいと思います。福山委員。
- 福山権二委員 否というのは、組合がとったアンケートに対する質問だから、総務課としてはアンケートをとった責任もないので、権限外ということですね。
- 桂藤和夫委員長 だから、一番右端に否と書いている部分については質問できないかなど。8項目ぐらいあると思いますけれども。
- 福山権二委員 アンケートと書かずに、こうなっていると考えられるがどうかと言えば、オーケーだったわけか。アンケートと入れるからだめ。
- 桂藤和夫委員長 アンケートという言葉が出たらもう止めないといけない。それは私も初めて知ったので、申し訳ないと思うのですが。國利委員。
- 國利知史委員 番号2-2の時間外勤務手当が適正に支払われていないが32%あるが、その認識は、ということではできないではないですか。これの言い方を変えて、例えば、時間外勤務手当が適正に支払われているのかどうかという質問に変えるといいのか。
- 桂藤和夫委員長 局長。
- 山根啓荘議会事務局長 それは大丈夫だと思います。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 同じ質問があるので、[聞き取り不能]で聞けばいいのではないかと思います。
- 桂藤和夫委員長 その辺のところを正副委員長に御一任いただければ、まとめるところはコンパクトにして、項目を何項目かに分けていけばいいかなと思っております。安心して出産できる部分とか、ワーク・ライフ・バランスの問題とか、その他を含めて質問をまとめますので、一任いただければどうでしょうかという提案です。谷口委員。
- 谷口隆明委員 私もアンケートを受けての質問だと勘違いしたのか、全部アンケートを受けて考えました。もしさっきのように、例えば9-9その他、掲げられているがどうなっているかという形にすればオーケーということなら、委員長、副委員長でそうできるのであれば、ぜひやっていただきたいと要望して、委員長、副委員長にお任せします。
- 桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。それでは文言等については、正副委員長に御一任をいただけ

ればと思います。よろしいでしょうか。28日の午後1時半からになります。議員全員協議会が終わった後、午後1時半から総務課を呼んで質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。委員長からまず聞いたほうがいいですか。こういうことについて回答いただきたいという形で。それとも、後から皆さんで、さっきの答弁について、ここはどうとかと突っ込んでもらったほうがいいのか。

○福山権二委員 意見を聞いてまとめたのだから、それは委員会として聞くことになるので、委員長が代表してやったほうがいい。

○桂藤和夫委員長 最初に何項目か出てくるとはと思いますが、それについて回答いただきたいとボールをまず投げて、それ以外について、また先ほどの回答の中でここはどうなのかと質問を続けていただければと思います。

○福山権二委員 恐らく委員長がまとめられたものは事務局から向こうに伝わるので、そのほうが手取り早い。

○桂藤和夫委員長 最初にそういう形で、委員会としての質問ということできせていただいて、それにまつわる部分については、各自でいろいろ突っ込んだ形でお聞きいただければと思います。それでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。それでは、きょうの協議事項は以上になります。

2 その他

○桂藤和夫委員長 その他、何か皆さんからありますか。福山委員。

○福山権二委員 実はハラスメントについて、けさの中国新聞を見たわけではないのだけれども、法律が19年に変わったではないですか。もともと雇用対策法が1966年に制定されて、生きがいを持った社会をつくろうということがあったのだけれども、かなり状況が厳しいので、2019年の5月に大企業とその自治体に、パワハラ防止法という法律が成立したのです。パワハラ防止法によるパワハラというのは3つあって、優越的な関係を背景とした言動とか、業務上必要かつ相当の範囲を超えるものであるとか、労働者の就業環境が害されるものであるということです。労働施策総合推進法、パワハラ防止法の改正について、そのあと2022年度には改正されて、かなりその法律の趣旨が強化をされた。こういう労働施策総合推進法ができた段階の中で、庄原市行政として、パワーハラスメントが生じないための環境整備、パワーハラスメントを相談した者に対する不利益の排除、自治体研修、従業員への周知がどうなっているのかと。これを守らなかった場合には、罰則もあるということを決められているのです。こういう法制化にあって、庄原市行政は管理者に対しても職員に対しても、それをどう実践しているのかと。どういう成果があるのか。それが庄原市特定事業主行動計画の目的の大きな柱になっているのではないかと思ひ、状況について聞いておきたいと。実態がどうなっているかはよくわからないのですけれども。別にこれは職員のアンケート結果というわけではないけれども、現職の若い人がやめている。議会でも、一般質問の中だったか、5時15分になったらきょうはもうやめましたとか、これは録音しますよということも、県内ではいくらかやっていると。うちでもしたらどうかと言えば、そう執行者に聞いた場面はどこかよく覚えていないけれども、県内で余りやっていないという答弁だった。よそがやっという方がやっとなかろうが、うちで必要なら、この法律の趣旨に基づいてやったほうがいいのかと思えば、すればいい。時代の趨勢から言えば、そのときにも言っただけども、金融機関はシャッターをおろす。それに対して庄原市の回答が、住民サービスがあるというこ

とで、だめだと言っているわけですね。その考え方がどうかというのは、問われると思う。特に、庄原市は37人足りないとか、ネットでも、ここまで書くのかというぐらい注目されて、今あちこちで庄原市といえば職員が足りないところかと言われる。それはぜひ事前に言って、聞きたいのですよ。

○桂藤和夫委員長 わかりました。ほかにありませんか。局長。

○山根啓荘議会事務局長 今回の件ですけれども、まず所管事務調査でないことがあります。所管事務調査でないで総務課に委員会では聞けないので、委員会が終わった後にどうなっているのか教えてくれるということは可能ではないかとは思いますが、そういう扱いでよろしいですか。調整はしておきたいと思うのですけれども。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 特定事業主行動計画の趣旨、目的の範疇にこれは入るような気がするのです。特定事業主の категория が3つあるかわからないけれども、その中に入らないからというのではなく、この特定事業主行動計画は、あくまで働きやすい環境をつくると。とりわけ、子供を育てるとか、子供を産むとか、そういうことでいうと決まっていなくても、比較的若い職員、女性職員も働きやすいということが視点としてあると思う。労働施策総合推進法がさらに出てきたのだから、これがこの行動計画の中でどう生かされているのか。あるいは生かそうと思っているのか。そのことを聞くので、委員会の中で聞いてもいいのだと思うのだけれども、どうでしょうか委員長。みんなで協議してもらって。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 今回、特定事業主行動計画は、本年度で終了です。総務課と調整してみますけれども、次期の計画づくりというところで、そういった部分を反映する考えはあるのかとか、そこら辺が聞けるかどうかは調整をしてみたいと思います。それでどうでしょうか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 調整は賛成ですけれども、できるだけ委員会の意思に沿って進めてもらいたい。労働施策総合推進法というのが改正されて、本当に職場でパワハラはないのか、カスハラもないのか。ものすごく大事なことです。特定事業主行動計画の中で、執行部とすれば追加してでも、先に手を打つ分でも、局長が言われたように、こととして期間も終わるのだから、次のときにやろうというのも理解できるのです。ただ途中で起こること、世間で起こっているセクハラもパワハラもカスハラも、庄原市役所の中では全くありませんよと。どこに聞いてもそんなことはないということになっていけば、起こってはいけないから、次のときにやるのはわかるのだけれども、少なくともこういうことについて、どういう状況を把握しているのか。把握して、どうしているのかと。次の年度でさらに強化するというのなら話はわかるけれども、今いくら起こっているとしたら、どうなっているのかを聞きたいのです。何でもかと言えば、たくさんの若い人がやめているということが、あってはいけないことで、こういうことがあったら困るからです。だから、そこも当委員会の委員とすれば非常に興味があるので、ぜひ聞きたいと。大事なことだと思う。

○桂藤和夫委員長 調整する方向で検討したいと思います。ほかにありませんか。局長。

○山根啓荘議会事務局長 総務課へ確認して、ここはあくまで特定事業主行動計画の調査をする場なので、新しい令和5年度の数値等がもし出ているようでしたら、休暇の取得とか、そういったものがあれば、総務課には説明をしていただこうと考えております。それでよろしいかどうか諮っていただけたらと思います。

○桂藤和夫委員長　　令和5年度の実績の報告もし出ているようなら、していただくという方向でよろしいでしょうか。そう取り計らいますので、よろしくお願いいたします。ほかにありませんか。当委員会
はこれにて閉会をいたします。次回は5月28日午後1時30分から、多分ここになると思いますけれども、委員会しますのでよろしくお願いいたします。以上で閉会いたします。

午後1時21分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長